

なからぎの森

発行元: 京都府立植物園整備計画の見直しを求める会
(通称: なからぎの森の会)
〒606-0851 京都市左京区下鴨梅ノ木町 62-2

わずか 15 名でワークショップ？ それよりも約束した住民説明会を！

京都府の「京都府総合計画」改定案(中間案)に対するパブリックコメント募集にあたっては多くのみなさまに応募していただき、ありがとうございます。600 通もの応募があり、多くが北山エリア関連の意見だったそうです。パブリックコメントの意見が正しく反映されるか不確実ですが、最終案2が府議会に提案されるそうです。それに向けてでしょうか、この11月には矢継ぎ早に以下の通り、有識者懇話会、意見聴取会の傍聴やワークショップが府のホームページで広報されました。

1 京都府が 有識者懇話会と意見聴取会を開催します

旧総合資料館跡地	11月7日(月) 10~12時	(申し込み期限 11/4 すでに終了)
植物園	11月15日(火) 10~12時	(申し込み期限 11/11正午)
共同体育館	11月16日(水) 15~17時	(// //)

傍聴は抽選で各回 10 名

2 京都府が ワークショップを開催します

第1回 11月27日(日) / 第2回 12月4日(日)

各回とも下記時間帯で、下記テーマで

10時~11時30分 「北山エリアと植物園」について

13時~14時30分 「旧総合資料館跡」について

15時30分~17時 「共同体育館」について

抽選で各回 15 名

複数回申し込み可能。

申し込み期間は

1回目 11/2~11/21(月)正午

2回目 11/2~11/29(火) //

先ず住民説明会を開催すべきものですが、応募して意見を述べましょう。

①②とも「北山エリア整備の推進」で検索してください。

3 京都市も 意見募集(パブコメ)を始めています

意見募集: 「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまちの実現に向けた都市計画の見直しについて」

用途地域や容積率、高度地区等が見直しされます。

京都市の新景観政策で守られてきた景観が大幅に壊されることになり、

北山エリアにも関連してくることが目に見えています。多くの方に応募していただくようにお願いします。

募集期間: 10月17日~11月16日(水)

案の入手方法: ① 京都市ホームページに掲載されています。② 京都市・区役所の窓口で配布しています。

<https://www.kyoto.city.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000303406.html>

意見の提出方法: ①意見記入用紙に書いて、郵送・ファックス・メール(様式自由)・持参で提出してください。

② 京都市ホームページ意見提出フォームからでも送れます。

■ 観覧温室 30 のあゆみ展 ■

1992年にオープンした現在の観覧温室が今年30周年を迎えます。

期間 11月11日(金)～11月23日

会場 観覧温室特別展示室

内容 これまでに世界中から導入した珍しい植物の紹介や、大正13年(1924年)の開園当時の温室から建て替えられてきた歩みをパネル等で展示

観覧温室 30 年のあゆみ展記念講演会

11月26日(土)13時～16時

京都学・歴彩館大ホール

講演:松谷元園長

対談:松谷元園長・金子元園長・西原元副園長

400名まで 予約不要 入場無料

主催:京都府立植物園

始めます



「北山なからぎの森カフェ」

どなたでもお気軽にご参加ください。

なからぎの森の会の活動をお知らせするとともに、みなさまからのご意見を伺う場にするため、月に一回程度ぎっくばらんにおしゃべりする会を持つことにしました。

第1回は、11月20日(日)10時～12時 ふりーすパーす YOU にて

(左京区下鴨東本町北大路通り南側バス停のすぐ東 マンション・ワールドダック1階)



「北山エリア整備基本計画」における建設・運営・維持管理の考え方

——— そもそも PPP/PFI って何? ———

「基本計画」には整備運営手法として、「整備においては、従来の公共事業の手法だけでなく、官民連携手法(PPP)の活用も想定し」とか、「設備の整備・運営にあたっては、行政単独ではなく、PPP(Public-Private-Partnership)をはじめ、民間等様々な主体のアイデアやノウハウ、人材、ICT 技術、資本等を活用しながら」という文言が入っています。

似たような用語にPFI(Private-Finance-Initiative)というのがあります。最近では政治や行政でやたらと横文字が使われ、ついて行くのが大変ですね。わからないうちに煙に巻かれ、知らないうちにエライことになっているという怖さがあります。PPP は「官民連携」、PFI は「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法」という意味で、こちらはその促進をうたった法律 PFI 法というのが、1999年に作られ、その後何度も改正され続けています(当初意図した成果が上がりなかったからでしょうか)。

大事な植物園や資料館跡地、府立大学といった公共財産をこんな「丸投げ」のような手法で、大資本に委ねて大丈夫なのでしょうか。

府が発注したコンサルタント会社の見積もりでは、30年間分で、200億円近い支払いでしかも、当初一括払いだとか !!

